

## 河内長野市こども食費支援事業クーポン券取扱店舗募集要項

### 1. 趣旨

物価高騰の影響が長引き、お米などの食料品の価格上昇による家計負担が増大し、特に子育て世帯では家計に占める食費の割合が大きく、その影響を受けていることから、18歳以下のこども等に対して1人当たり3,000円分(500円分を6枚)の、お米とパンの購入に使用できるクーポン券を配布する、河内長野市こども食費支援事業において、クーポン券取扱店舗(以下「取扱店舗」という。)を募集するため、必要な事項を定めるものです。

### 2. クーポン券の概要

発行者	河内長野市(こどもまんな課)
クーポン券額面	3,000円(500円×6枚)
配布対象者	令和7年9月1日時点において、本市に住民票がある以下の者 ①平成19年4月2日以後に生まれた者 ②令和7年9月1日時点において、妊娠しており、同日までに母子手帳の交付を受けた者(河内長野市外から転入した場合は、同日までに妊婦健診の受診券の交換手続きをした者に限る。) ただし、クーポン券発送時において転出しているものを除く
有効期間	令和7年10月1日から令和8年2月28日まで
取扱い方法	市内の取扱登録店舗で、対象商品500円(税込)のお支払いごとに500円券(1枚)が使用可能です。 (例) 対象商品500円以上のお買い物(※)で、クーポン券1枚(500円)使用可能 対象商品1,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券2枚(1,000円)使用可能 対象商品1,500円以上のお買い物(※)で、クーポン券3枚(1,500円)使用可能 対象商品2,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券4枚(2,000円)使用可能 対象商品2,500円以上のお買い物(※)で、クーポン券5枚(2,500円)使用可能 対象商品3,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券6枚(3,000円)使用可能 (※)対象のお米とパンのみ

### 3. 取扱店舗の登録に係る事業者等の応募資格

(1) 取扱店舗の登録に係る事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者としてします。

ア. 河内長野市内に店舗を有し、かつ、当該店舗において、クーポン券の取扱いができること。

イ. クーポン券の対象となるお米やパンを取り扱っていること。

ウ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当し、及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは同法第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく公訴を提起されていないこと。

- (2) 取扱店舗の登録に係る店舗は、次に掲げる店舗を除きます。
- ア. 事業の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗。
  - イ. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者と認められる事業者の店舗。

#### 4. 応募申請及び登録

- (1) 取扱店舗の登録を希望する事業者は、この要項の内容に同意の上、電子申請フォーム若しくは、取扱店舗登録申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記入した上で郵送若しくは持参により申請してください。なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

ア. 電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/k8Zt/1118198>

イ. 郵送

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 産業観光課 産業連携グループ

ウ. 持参：イに同じ（市役所4階）



（電子申請フォームQRコード）

#### (2) 募集期間

令和7年8月1日（金）から令和8年1月30日（金）まで

※取り扱い店舗は、市ホームページで確認できます。

#### (3) 登録の決定

申請のあった事業者については、市の審査を経て取扱店舗の登録を決定し、取扱店舗登録決定通知書（様式第2号）を送付します。なお、後日、取扱店舗には店頭に掲示するポスター等の関係資材を配布します。

#### (4) 登録の取消し

上記（3）の登録後であっても、次に掲げる場合に該当する場合は、市の審査により登録を取り消す場合があります。なお、市はこの場合において生じた損害に対して賠償の責めを負いません。また、登録を取り消した場合、すでに使用済みクーポン券を換金していた時は、換金済み分を返還していただき、登録取り消し後の換金には一切応じられません。

ア. 登録申請の内容に虚偽、不備等があった場合

イ. 誓約事項を遵守しなかった場合

#### 5. クーポン券取扱い厳守事項

- (1) クーポン券は、対象のお米とパンを購入する際に利用できます。
- (2) クーポン券と現金の交換はできません。

- (3) クーポン券額面未満の利用の場合は、使用できないためお断りください。
- (4) 500円以上の対象商品のお支払いにおける不足分等は現金等で受領してください。
- (5) 有効期間を過ぎたクーポン券は使用できませんので、受領しないでください。誤って受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。
- (6) 受領したクーポン券の盗難、紛失若しくは滅失については、市は責任を負いません。

## 6. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、市が提供するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) マニュアル等に掲載しますクーポン券の見本は、取扱店舗でクーポン券を取り扱う全ての方に周知してください。
- (3) クーポン券は、受領する前に明らかに偽造等がされていないかを確認してください。
- (4) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。
- (5) クーポン券の取扱いに関して市から指示があったときは、それに従ってください。
- (6) クーポン券の有効期間中は、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は認められません。
- (7) クーポン券の使用に関し、利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

## 7. 換金

### (1) 換金期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月10日（火）まで

### (2) 換金方法

随時、市役所4階産業観光課産業連携グループに対し、使用済クーポン券をご持参のうえ、クーポン券換金申請書兼請求書（様式第3号）を提出してください。なお、換金は口座振込とし、振込手数料は市が負担します。

### (3) 換金手数料

換金手数料は、無料です。

### (4) 入金予定日

2～4週間程で振込（入金）処理をさせていただきます。クーポン券換金申請書兼請求書（様式第3号）にご記入いただいた口座に振り込みいたします。

換金スケジュール（例）

（例1） 持ち込み日 11月4日 ➡ 振込日 11月18日～12月2日

（例2） 持ち込み日 12月26日 ➡ 振込日 1月9日～1月23日

（例3） 持ち込み日 3月10日（最終期限） ➡ 振込日 3月20日～3月27日

## 8. その他

- (1) 他の商品券や割引券との併用については、取扱店舗の判断により可否を決定していただいて構いま

せん。

- (2) 取扱店舗登録申請の際に市が取得した店舗情報、個人情報については、本事業実施の範囲内において使用します。
- (3) この要項に定めるもののほか、クーポン券配布事業、クーポン券取扱店舗の募集その他必要な事項は、市が別に定めるものとします。

#### 附 則

この要項は、令和7年8月1日から施行します。